

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年5月12日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 1 監査等の種類
財政援助団体等監査
- 2 監査等の対象
公の施設の指定管理者
児童クラブ（第1ブロック）指定管理者
特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会
- 3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容
この監査は、平成30年度に執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。
- 5 監査等の日程
令和2年4月30日（木）
- 6 監査等の結果
公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。
- 7 各対象の監査結果
児童クラブ（第1ブロック）

所管課 こども育成部保育課

指摘事項

〈書類の保管等〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する基本協定書（第1ブロック）第25条第1項では、「受託者は、文書保管記録表（管理運営業務に関する文書の整理を促進し、その適切な保管及び保存をするための文書をいう。）を作成し、管理業務に関する文書を適切に保管及び保存するものとする。」と規定していますが、文書保管記録表の作成について確認をしていませんでした。

〈地域連絡会実施報告〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する平成30年度協定書に係る仕様書の5(3)では、「児童クラブは、連絡会を開催した時

は、内容に関する報告書を作成し翌月 15 日までに提出することとする。」と規定していますが、報告書を受領していませんでした。

〈委託金等算出基準〉

平成 30 年度 放課後児童健全育成事業に係る委託金等算出基準の〈内訳〉1 (1) 基本額では、「基本額は、一つの支援の単位を構成する児童の数に応じて算出し、実績に即して年度末に精算することとする。」と規定していますが、精算額の算定方法を確認していませんでした。

指定管理者 特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会
指摘事項

〈書類の保管等〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する基本協定書（第 1 ブロック）第 25 条第 1 項では、「受託者は、文書保管記録表（管理運営業務に関する文書の整理を促進し、その適切な保管及び保存をするための文書をいう。）を作成し、管理業務に関する文書を適切に保管及び保存するものとする。」と規定していますが、文書保管記録表を作成していませんでした。

〈地域連絡会実施報告〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する平成 30 年度協定書に係る仕様書の 5 (3) では、「児童クラブは、連絡会を開催した時は、内容に関する報告書を作成し翌月 15 日までに提出することとする。」と規定していますが、報告書を提出していませんでした。